



Building a better  
working world

2018年12月

税務アドバイザリーサービス

## タックスアップデート



**2018年12月のタックスアップデートの概要は以下のとおりです:**

- ▶ 貨物の輸送費及び運送費に関する関税課税価格についてのガイダンス
- ▶ 輸出品を製造するために輸入した材料の輸入関税還付についてのガイダンス
- ▶ 修理のために商品を一時的に輸入して再輸出する取引についてのガイダンス
- ▶ **2019年1月1日から有効となる、新しい地域別最低賃金についてのガイダンス**

## **2018年11月21日に輸出入税局が発行したOL7466号による、貨物の輸送費及び運送費に関する関税課税価格についてのガイダンス**

2018年6月20日に税関総局がOL 3581/TCHQ-TXNK (“OL 3581”) を発行しました。当OLでは、以下の通り規定されています。「最初の出入国地点に輸入した後に発生した輸送費及び運送に関する費用または、通達39/2015/TT-BTC号第13条1項に規定された出入国地点までに発生した費用については関税課税価格に加算しない。」

OL3581に従って実施していない地方の税関局があるため、2018年9月20日に税関総局はOL5475/TCHQ-TXNK (“OL5475”) を発行し、地方税関にOL3581のガイダンスに従って関税課税価格を決定すること要求しました。

また、OL7466において輸出入税関局はこの問題をさらに明確にし、Container Imbalance Chargeは輸入した後に発生する費用である事から、関税課税価格に加算すべきではないことを確認しました。

## **2018年12月7日に税関総局が発行したOL 7230/TCHQ-TXNKによる、輸出品を製造するために輸入した材料の輸入関税還付についてのガイダンス**

2016年9月1日からDecree 134/2016/ND-CPが有効となっていますが、まだいくつかの問題が残っています。その一つは輸入材料、部品で他の会社に提供され、製造された後輸出される際の輸入関税の還付についての問題です。

OL7230の中で税関総局は政令134/2016/ND-CP号第36条により、輸入免税品を決定する基準を示しています。

“a) 組織や個人でベトナム国内に輸出品を製造する拠点があり、輸出品を生産するために輸入する材料、部品、物資に適した製造拠点において機械及び設備の使用権または所有権を持つ場合;

[...]

d)組織や個人で商品を直接輸入・輸出する場合、または、他の法人に委託する場合”

OL 7230にて、税関総局は上記の基準を参照し、2016年9月1日から、組織や個人が輸出品を製造する目的で商品を輸入し、その後、輸入した商品を他の組織や個人に支給して製造・加工を行わせ、その後自ら輸出する場合には、輸入関税の還付対象にならないとしています。

## **2018年9月12日に税関管理・監督部が発行したOL 2862/GSQL-GQ3号による、修理のために商品を一時的に輸入して再輸出する活動についてのガイダンス**

OL 2862では税関管理・監督部は2018年9月4日に商工省の輸出入局が発行したOL1005/XNK-THCSについて以下のようにコメントしています。“修理のために商品をベト

ナムに輸入し、修理を行って、料金を徴収し、その後ベトナムから再輸出する行為は商工法及び貿易管理法の規定に基づく加工活動でもなく、再輸出のための一時輸入にも当たらない”。従って、通常の輸入・輸出手続を行う必要があります。

#### **2018年11月16日付、政令157/2018/ND-CP号 (“Decree 157”)は、2019年1月1日から有効となる地域最低賃金及び、失業保険納付額 (“UI”) の影響について**

政令157号により、2019年1月1日から有効となる地域最低賃金は以下の通りとなります。

- ▶ 418万ドン/月 地域Iで活動している企業
- ▶ 371万ドン/月 地域IIで活動している企業
- ▶ 325万ドン/月 地域IIIで活動している企業
- ▶ 2,92万ドン/月 地域IVで活動している企業

それにより、失業保険納付額の上限（地域最低賃金の20倍）も増えることになります。しかし、これは失業保険納付額の上限を超える企業及び労働者のみに影響があります。

# Contact

Please contact the below EY professionals from Ernst & Young Vietnam Limited for more information on this update or the Tax & Advisory Services:

## Ha Noi Office

<b>Huong Vu</b> huong.vu@vn.ey.com	Partner
<b>Trang Pham</b> trang.pham@vn.ey.com	Partner
<b>Huyen Nguyen</b> huyen.thi.nguyen@vn.ey.com	Partner
<b>Nhung Nguyen</b> nhung.hong.nguyen@vn.ey.com	Executive Director

## Japanese Business Services

<b>Junichi Harada</b> junichi.harada@vn.ey.com	Manager
---	---------

## Korean Business Services

<b>Kyung Hoon Han</b> kyung.hoon.han@vn.ey.com	Manager
---	---------

## Ho Chi Minh Office

<b>Robert King</b> robert.m.king@vn.ey.com	Partner
<b>Thinh Xuan Than</b> thinh.xuan.than@vn.ey.com	Partner
<b>Phat Tan Nguyen</b> phat.tan.nguyen@vn.ey.com	Partner
<b>Thy Anh Huynh</b> thy.anh.huynh@vn.ey.com	Partner
<b>Anh Kim Ngo</b> anh.kim.ngo@vn.ey.com	Partner

## Japanese Business Services

<b>Takahisa Onose</b> takahisa.onose@vn.ey.com	Partner
---	---------

## Korean Business Services

<b>Cheon Ju Lee</b> cheon.ju.lee@vn.ey.com	Director
---	----------

**EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory**

### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit [ey.com](#).

©2018 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.

**APAC No. 032812001**

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com](#)